改正後	改正前
第十二　療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合	第十二　療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
一　（略）	一　（略）
二　ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
三　ＪＡＫ阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入所前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
四　生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入所前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	（新設）
五～七　（略）	二～四　（略）
八　血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合	五　血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
九　（略）	六　（略）
十　調剤点数表の第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合	七　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合
十一～十六　（略）	八～十三　（略）

○厚生労働省告示第百十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第八号及び第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
七の十三　告示第一条第八号イ⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める期間	七の十三　告示第一条第八号イ⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める期間
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日（評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年（やむを得ない事情がある場合は三年とする。次号において同じ。））	ハ　第七号の八ハに規定するプログラム医療機器の使用又は支給にあっては、保険適用を希望した日から起算して二百四十日（評価に当たって他の事項と一体的な検討を要する技術を活用したプログラム医療機器にあっては、保険適用を希望した日から起算して二年）
七の十五　告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの	七の十五　告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
ヌ　医科点数表区分番号Ｈ００４に掲げる摂食機能療法	（新設）
ル　医科点数表区分番号Ｈ００７－４に掲げるリンパ浮腫複合的治療料	（新設）
ヲ～レ　（略）	ヌ～ヨ　（略）
ソ　歯科点数表区分番号Ｈ００１に掲げる摂食機能療法	（新設）

○厚生労働省告示第百十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎